

境港市からの令和8年度国・県政に対する要望への回答

国所管等	県所管部(課)等	番号	項目	要望内容	区分	回答
	令和の改新戦略本部 (財政課)	1	県補助金に係る市町村負担の見直しについて 『重点要望項目』	<p>市町村負担を伴う県事業については、最終的な実施の判断は市町村に委ねられてはいるものの、実際には県が「市町村と協調して行う」と公表することにより、市町村は予算措置せざるを得ないのが実情である。</p> <p>令和7年度においても、感震ブレーカーの設置に係る経費の補助、生活困窮者に対する光熱費助成等に加え、新たに60歳以上の方が住む住宅の防犯対策に必要な経費の補助を開始するなど、多くの事業を実施することとしているが、これらの事業の実施に伴い、制度の周知や申請の受付、交付決定や県への補助金手続きなどの事務が生じている。</p> <p>一方で、県補助金の交付対象には事務経費が含まれておらず、結果として市町村の業務及び財政に大きな影響を及ぼしている。</p> <p>については、県制度等により市町村に事務負担が生じる場合、その事務経費（人件費含む）についても補助対象となるよう、県補助金制度を拡充すること。</p>	新規	<p>市町村を通じた行政サービスを提供することが現実的、効果的と考えられる分野については、事業実施のあり方について各市町村が主体的に検討すべきものと考えており、一律的な事務経費部分の補助は行っていませんが、個別の県補助金の改善に向けては丁寧に市町村と協議していきたいと考えています。</p> <p>その上で、市町村の予算計上が必要となる新規事業等については、可能な限り事前に情報提供を行い、制度周知や補助金手続きにあたって十分な期間をとるなど、事務に支障が生じないように引き続き配慮していきます。</p> <p>なお、生活困窮者に対する光熱費助成等、物価高騰対策に係る支援事業（防犯機器の購入支援を含む）については、その事務費を含めて国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の活用が可能です。</p>
総務省	危機管理部 (危機管理政策課) 県土整備部 (技術企画課)	2	「緊急防災・減災事業債」「緊急自然災害防止対策事業債」の事業期間の延長について	<p>本市では、近年頻発する自然災害などに備え、市民の安全・安心を確保するため、緊急防災・減災事業及び緊急自然災害防止対策事業を積極的に推進している。</p> <p>これらの事業に充当する地方債は、①充当率：100%、②交付税措置：元利償還金についてその70%が基準財政需要額に算入されるなど、地方公共団体にとって極めて重要な財源保障となっているが、令和7年度をもって終了とされており、防災・減災対策、自然災害防止に係る事業の推進を図る上で大きな不安材料となっている。</p> <p>地方公共団体が地域の実情に応じて、きめ細やかな防災・減災対策を迅速に進めるためにも「緊急防災・減災事業債」「緊急自然災害防止対策事業債」を令和8年度以降も継続するとともに、対象事業及び財政措置の一層の充実・強化を図ること。</p>	新規	<p>緊急防災・減災事業債については、自治体が避難所の防災機能の強化（冷暖房整備等）や各種資機材整備、インフラ整備などを実施する上で貴重な財源であり、引き続き、地域の防災・減災対策を進めていくためには、制度の継続を含め、国の手厚い財政支援が重要と考えています。</p> <p>中四国や近畿ブロック等、関係自治体とも連携し、今後も国への働きかけを行っていきたいと考えています。</p> <p>また、令和7年度末に期限を迎える「緊急防災・減災事業債」及び「緊急自然災害防止対策事業債」について、事業期間の延長等により防災・減災、国土強靭化対策の充実強化を図るよう、昨年7月と11月に要望を行いました。今後も引き続き、国に対して働きかけていくこととしており、令和7年8月に要望を行う予定です。</p>

国所管等	県所管部(課)等	番号	項目	要望内容	区分	回答
総務省	令和の改新戦略 本部 (財政課)	3	「脱炭素化推進事業債」の事業期間の延長について	<p>本市では、温室効果ガス排出削減実行計画に基づき、脱炭素化推進事業を推進している。</p> <p>この事業に充当する地方債は、①充当率：90%、②交付税措置：元利償還金についてその30～50%が基準財政需要額に算入されるなど、地方公共団体にとって極めて重要な財源保障となっている。</p> <p>令和9年末までに、「水銀に関する水俣条約」によって蛍光灯の製造・輸出入が全面的に禁止されることから、今後数年間、公共施設などの照明のLED化は加速していくと考えられるが、この脱炭素化推進事業は令和7年度をもって終了とされており、施設整備の平準化を図りながら事業の推進を図る上で大きな不安材料となっている。</p> <p>地方公共団体が財政規律を保ちながら、計画的に公共施設等の脱炭素化を進めるためにも、「脱炭素化推進事業債」を令和8年度以降も継続すること。</p>	新規	「脱炭素化推進事業債」の令和8年度以降の延長について、全国知事会等とも連携しながら国に要望していきます。
内閣官房 (女性活躍) 内閣府 (男女共同参画) 厚生労働省	男女協働未来創造本部 (未来創造課)	4	女性の地方からの流出に歯止めをかける施策及び男女共同参画施策について	<p>急激な少子化及び女性の地方からの流出に歯止めをかける施策として、性別にかかわりなく、誰もが安心して育児・介護と仕事が両立できる男女共同参画社会の実現に向けた施策及び地方で女性が活躍できる施策が必要であることから次のことを要望する。</p> <p>○女性の地方からの流出に歯止めをかけるためには、企業の協力が欠かせないことから、地方企業の「女性人材確保促進」につながるような企業支援など、女性の地方からの流出に歯止めをかけることに着眼点をおいた新たな施策を打ち出すこと。(国・県要望)</p> <p>○育児・介護と仕事の両立支援施策である「両立支援等助成金制度」については、手続きが煩雑で要件が厳しいため、中小企業が多い本市では利用が進んでいない。よって、個別面談シートや育児・介護の個別プランを不要としたり、研修実施や一般事業主行動計画策定等を要件から外すなど中小企業が利用しやすい制度とすること。(国要望)</p>	継続	<p>県内企業における女性をはじめ誰もが働きやすい職場づくりや人材育成の取組に対して、県として従来から女性更衣室や多目的トイレ等の環境整備、女性のキャリアアップ支援、更年期障がい等従業員の健康課題に関する相談窓口活用や研修実施支援のほか、働く場所の制約が少なく地元での就業が期待されるリモートワーカー育成支援など各種支援策を講じているところであり、引き続き女性の職域拡大や就労継続を進めるための新たな支援策を検討していきます。</p> <p>また、国においても、国を挙げた施策展開を図るとともに、地域女性活躍推進交付金をはじめとする財源確保などによって地方の取組を後押しするよう、例年7月に国に対して要望しているところであります、今後も引き続き働きかけていきます。</p> <p>なお、国の「両立支援等助成金」については、中小企業に計画的に従業員の休業支援・復帰支援を行わせることを目的とした助成制度であり、その手続は企業が助成金を受給するための最低限の要件を満たすことを確認し、実効性を高めるために設けられているもので、国において判断されるべきものと考えます。</p>

国所管等	県所管部(課)等	番号	項目	要望内容	区分	回答
総務省	令和の改新戦略本部 (税務課)	5	ふるさと納税制度におけるワンストップ特例制度の適用で、寄附先は5自治体までとする要件の撤廃について	<p>ふるさと納税制度のワンストップ特例制度は、寄附者が確定申告不要で寄附金控除が受けられる便利な制度である。</p> <p>自治体にとってもマイナンバーカードを利用したオンライン申請により、書類送付等の事務処理の負担軽減が図られるとともに、マイナンバーカードの利便性を実感できる活用事例となっている。</p> <p>しかしながら、現在のワンストップ特例制度は、寄附先は5つの自治体に制限されていることから、寄附者がふるさとやゆかりのある自治体をはじめ、災害により被災した自治体など、幅広い自治体への寄附を躊躇させる要因となっている。</p> <p>自治体にとっても寄附先が5つの自治体という制限は、寄附金を多く集める上位の自治体とそうではない自治体との間で生じている格差が固定化し、自治体の創意工夫による自由な競争が阻害される要因の一つであることを懸念している。</p> <p>以上のことから、ふるさと納税制度により応援したい自治体を幅広く自由に選べるよう、ワンストップ特例制度の適用を5つの自治体までとする制限を撤廃すること。</p>	継続	<p>ふるさと納税については、国と地方がそれぞれ一定の役割を果たすことにし、国税（所得税）及び地方税（個人住民税）双方を対象とする仕組みとして構築されているものです。</p> <p>しかしながら、ふるさと納税のワンストップ特例制度については、所得税控除相当額を個人住民税から控除する仕組みとなっており、所得税と個人住民税双方を対象とすべきとされていた当初の仕組みが果たされていない状況にあります。</p> <p>このため、ワンストップ特例制度の適用自治体数の制限の撤廃にあたっては、ワンストップ特例制度によって申請された場合であっても、確定申告による申請との均衡を図り、所得税控除相当額を国の負担において対応するなど、同制度の改善が必要と考えます。</p> <p>ふるさと納税制度について、全国知事会において同制度の健全な運用に向けた取組みについて提言してきたところであり、今後は、ワンストップ特例制度の改善についても国に対し働きかけていきます。</p>
総務省	令和の改新戦略本部 (デジタル基盤整備課)	6	地方公共団体の情報システムの標準化に係る経費に対する財政措置について	<p>全国の地方自治体は、国が掲げる自治体情報システム標準化に向け、デジタル庁が整備する「ガバメントクラウド」の活用を前提とした構築作業を進めている。</p> <p>同クラウドを活用する際のシステム運用コストを試算したところ、現行クラウドと比べて大幅に増額となることが明らかとなり、自治体情報システム標準化の目的の一つである「システム開発・運用コストの削減」につながらず、費用対効果が見込めない状況である。</p> <p>自治体情報システム標準化により、移行前のシステム運用コストを超える新たな自治体負担が生じないよう、国による財政措置を講じること。</p>	継続	<p>システムやネットワーク回線の移行・構築に係る経費に限らず、標準化に伴い増大する運用費用についても、確実な財政措置を講じるよう、令和7年8月に国へ要望を行う予定です。</p> <p>今後も引き続き、地方自治体が標準化により自己負担の増加を余儀なくされることのないよう、国に対し要望を行います。</p>
経済産業省 資源エネルギー 一庁	危機管理部 (危機管理政策課)	7	LPGガス災害バルク等の導入事業費補助金	<p>交付決定が7月で、その後発注となるが工事完了期限は2月であり、非常用電源など納期がかかる物などは利用し難い。</p> <p>交付決定の時期を前倒しする、繰越可能にするなど、利用しやすい事業スケジュールにすること。</p>	継続	<p>ご要望のあった補助金については、国（経済産業省）の予算を受けて、（一財）エルピーガス振興センターが行う補助事業であり、県は補助申請等に関与していませんが、当該補助金に限らず国の補助制度がより使いやすいものとなるよう、機会を捉え、引き続き国へ働きかけていきたいと考えています。</p>
子ども家庭庁	子ども家庭部 (家庭支援課)	8	子どもの医療費に係る全国一律の助成制度の創設について	<p>子どもの医療費に関する助成制度について、鳥取県では、令和6年度から18歳年度末までの完全無償化に踏み切ったが、近年、自治体間での拡充競争となっており、財政状況によって助成内容に格差が生じている。</p> <p>少子化対策は、国レベルでの喫緊の課題となっており、子どもの医療費に関する助成については、全国一律の水準であるべきであり、国の責任において、早急に全国一律の助成制度を創設すること。</p>	継続	<p>小児医療費助成制度については、これまで全国知事会を通じて全国一律の制度の創設を要望してきました。</p> <p>本県としても、小児医療費については全国の自治体で独自の助成が行われていますが、自治体ごとの財政力に応じて、子ども・子育て支援施策に地域間格差が生じることは望ましくなく、少子化対策の重要な施策であることから、国の責任において、全国一律の助成制度を創設するよう国に対して、引き続き、令和7年8月に要望を行う予定です。</p>

国所管等	県所管部(課)等	番号	項目	要望内容	区分	回答
厚生労働省	福祉保健部 (医療・保険課)	9	生涯続けなければならぬ高度かつ継続的な医療に関する給付への支援について	<p>医療技術の高度化等により、様々な病気が克服されつつあるが、一方で一個人で年間数百万円、数千万円にも及ぶ医療費を生涯にわたって必要とするケースもあり、相互扶助を基本とする医療保険制度の財政運営を圧迫し、危機的な状況を招く要因ともなっています。</p> <p>保険財政の維持・健全化を図るために、生涯続けなければならぬ高度かつ継続的な医療に対する給付は、福祉施策として医療保険制度から切り離すか、若しくは医療保険制度の中であっても国民全体で支えるような支援制度（保険料に影響しない仕組み）を創設すること。</p>	継続	<p>平成30年度から国民健康保険制度の都道府県化が実施され、従来と比較すると財政規模が大きくなりましたが、退職者や所得の不安定な方の割合が多いこと、年齢構成が高いなど構造的な課題は依然として解決されていません。そのため、市町村保険者で高額な医療費が発生した場合、他の被用者保険と比べて財政負担が大きく、財政運営に少なからず支障をきたすことも指摘されています。</p> <p>将来に向けた国民健康保険制度の構築に当たっては、国が責任を持って、少子高齢化や高度医療等による今後の医療費の増嵩に耐えうる財政基盤を確立するとともに、持続可能な制度の確立に向けて、地方に支障・負担が生じることのないようにあらゆる対策を講じるよう、国に対して、引き続き、令和7年8月に要望を行う予定です。</p>
厚生労働省	福祉保健部 (医療・保険課)	10	国民健康保険での医療費助成等の地方単独事業に対する国庫負担金減額調整措置の廃止について	<p>地方が医療費の一部負担金を助成する地方単独事業を行った場合、国民健康保険の国庫負担金に係る減額調整措置が設けられている。</p> <p>18歳年度末までの子どもの医療費助成については、令和6年度から減額調整措置が廃止されたが、地方単独事業は、特に医療費の助成を必要とする者への助成事業であり、子どもだけでなく、障がい者等も対象としている。</p> <p>については、すべての地方単独事業に係る減額調整措置を早急に廃止すること。</p>	継続	<p>平成30年度からの国民健康保険制度の都道府県化に伴い、平成27年2月12日の国民健康保険制度の基盤強化に関する国と地方の協議（国保基盤強化協議会）における合意に基づく必要な財源を確保するよう、知事会要望など、あらゆる機会を捉えて国に対して要望しています。</p> <p>国が責任をもって今後の医療費の増嵩に耐えうる財政基盤を確立し、持続可能な国民健康保険制度の確立と国民の保険料負担の平準化に向けた財政措置を引き続き求めていきます。</p> <p>また、令和6年度から、18歳未満までの子どもの医療費助成に係る国庫負担金の減額措置が廃止されましたが、身体・知的障がい者やひとり親家庭への医療費助成など、全ての地方単独事業に対する国による減額措置を早急に廃止するよう、国に対して、引き続き、令和7年8月に要望を行う予定です。</p>
厚生労働省	福祉保健部 (医療・保険課)	11	国保総合システムの更改に対する国の財政支援について	<p>都道府県国民健康保険連合会が運用する国保総合システムについては、令和3年3月に策定された「審査支払機能に関する改革工程表」に基づき、社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）との審査支払業務を整合的かつ効率的に運用するため、更改作業が行われているところである。</p> <p>同工程表には、支払基金との審査支払領域の共同利用を開始する次々期の更改も盛り込まれているが、この開発経費を各保険者に転嫁すると保険税の引き上げに繋がるため、財政基盤が脆弱な国民健康保険はさらに厳しい財政運営を強いられることが想定される。</p> <p>については、持続可能かつ安定的な国保制度の堅持のため、国の責任において必要な財政支援措置を講じること。</p>	継続	<p>「審査支払機能に関する改革工程表」（令和3年3月厚生労働省、社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険中央会公表）によれば、第一段階（令和5年度～）の国保総合システムのクラウド化及びレセプト受付領域の共同化等に引き続き、第二段階（令和6年度～）の審査・支払領域の共同利用のためのシステム更改が行われているところです。</p> <p>今後もシステム構成を見直すなど効率化・クラウド最適化が図られることとされています。これらのシステム改修は、国の意向を踏まえ実施されるものであり、保険者や被保険者に追加の負担が生じないように、国が必要な財政支援を行うよう、国に対して、引き続き、令和7年8月に要望を行う予定です。</p>

国所管等	県所管部(課)等	番号	項目	要望内容	区分	回答
子ども家庭庁	子ども家庭部 (子育て王国課) 福祉保健部 (医療・保険課)	12	子ども・子育て支援金制度の導入にあたっての国民への周知・説明や医療保険者への情報提供について	<p>国は「子ども・子育て支援加速化プラン」の完了時点で必要となる費用：3.6兆円のうち、約1兆円については、「子ども・子育て支援金制度」を令和8年度に創設し、医療保険者を通じて医療保険の保険料から徴収することとしている。</p> <p>しかしながら、負担に関する説明が分かりにくい上、子育て支援に関する費用を医療保険の保険料から徴収する方法にも疑問を持たれており、国民の支援金制度に対する理解が進んでいるとはいえない状況にある。</p> <p>については、国の責任において、支援金制度の周知や説明をしっかりと行い、国民の理解を得ること。また、医療保険者が支援金の賦課や徴収に支障をきたすことのないよう、早期に詳細な説明や資料の提供等を行うこと。</p>	継続	<p>子ども・子育て支援金制度の創設等が盛り込まれた「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律(令和6年法律第49号)」が令和6年6月12日に公布されました。</p> <p>公布日以降、国から発出された公布通知や説明会資料を、順次市町村の方へお送りさせていただいているところですが、令和8年度から始まる各子ども・子育て支援金の賦課・徴収に向けて、詳細な情報や必要な準備などの情報が入り次第、引き続き、速やかに情報提供させていただきます。</p> <p>また、支援金の目的や使途、負担の在り方等、国民の理解が十分得られるよう、国の責任において丁寧な周知広報を行うことについて、国に対して、引き続き、令和7年8月に要望を行う予定です。</p>
	福祉保健部 (医療・保険課)	13	国民健康保険の国庫負担金に係る減額調整措置による減額分への県費助成について	<p>国民健康保険においては、特別医療費助成事業を実施していることによる国庫支出金の減額調整措置が設けられている。小児(18歳年度末までの子ども)に対する助成については、令和6年度から減額調整措置が廃止されたが、障がい者等に対する助成については、引き続き残されている。</p> <p>県は、これまで国に減額調整措置の廃止を要望するとともに、減額相当分の4分の1の額を市町村に交付しているが、特別医療費助成事業は、県と県内市町村との協調により実施していることから、交付率を引き上げるなど応分の負担を行うこと。</p>	継続	<p>特別医療費の助成による国民健康保険国庫負担金の減額調整措置の廃止について、あらゆる機会を捉えて要望した結果、令和6年度から、18歳未満までの子どもの医療費助成に係る国庫負担金の減額措置が廃止されたところです。</p> <p>今後も国に対して国庫負担金の減額調整措置の廃止に向けてしっかりと要望していくこととしています。また、県も市町村とともに保険者として国保事業の運営を担っており、減額分への対応については、引き続き市町村と協議していきたいと考えています。</p>
	福祉保健部 (障がい福祉課)	14	特別医療費助成事業に対する県費助成の拡充について	多くの県内市町村が単独事業として実施している身体障害者手帳3級、療育手帳B及び精神障害者保健福祉手帳2級・3級の所持者に対する医療費助成については、県と市町村の協調制度として実施すること。	継続	<p>心身の障がいの軽減・除去や機能回復のため必要な医療費は、自立支援医療費制度により、手帳の等級に関わらず医療費軽減を行っており、さらに、特に支援を要する重度の障がいのある方に対しては、県内市町村と協働して特別医療費助成制度により支援を行っているところです。</p> <p>特別医療費助成制度の対象者を拡大するに当たっては、県内市町村及び医療関係者等を交えた慎重な議論が必要であり、継続して制度の在り方について検討を行っていきます。</p>
環境省	生活環境部 (脱炭素社会推進課)	15	ZEB補助事業	<p>交付決定が9月で、その後発注となるが工事完了期限は2月であり、工期が短く利用し難い。</p> <p>交付決定の時期を前倒しする、繰越可能にするなど、利用しやすい事業スケジュールにすること。</p>	継続	ZEB補助事業の制度改善については、令和6年8月1日に国に対して要望を行いましたが、令和7年度の要件変更は無かつたことから、今後も引き続き、国に対して引き続き令和7年8月に要望を行う予定です。

国所管等	県所管部(課)等	番号	項目	要望内容	区分	回答
国土交通省	生活環境部 (水環境保全課)	16	中海の環境改善	<p>本市では、ブルーカーボンによるCO₂の削減効果や水産資源の回復、生物多様性などの観点から、令和5年度より藻場造成に向けた取り組みを行っており、令和7年度は、中海側の中浜港において実証実験等を開始した。</p> <p>一方、中海の浚渫窪地には、有害な硫化水素の発生や富栄養化物質の溶出などが指摘されており、藻場造成や生物への悪影響が懸念されている。</p> <p>国においては、中海における浅場造成等の環境改善を引き続き進めるとともに、中浜港周辺の浚渫窪地の埋戻しに取り組み、藻場造成の促進に資する環境整備につなげること。</p>	継続	本県としても中海水質改善のためには、浚渫窪地の影響は無視できないと考えております。本県及び島根県において、その影響を継続的に調査し中海会議で報告しているところです。国に対しても、引き続き覆砂、浅場造成事業の継続的な実施・拡充及び窪地対策に向けた調査研究に積極的に取り組むよう令和7年8月に要望を行う予定です。
総務省	令和の改新戦略本部 (税務課)	17	空き家対策に係る税制度の創設について	<p>全国的にも深刻な問題となっている中、空き家解消の促進策として、空き家を解体した者に対する税制面での優遇措置を創設すること。</p> <p>①固定資産税の優遇措置</p> <p>住宅を解体すると、敷地となる土地の住宅用地特例の適用が外れ、固定資産税が高くなることが解体が進まない一つの要因となっている。本市においては、一定の条件はあるものの、解体後3年間は住宅用地特例適用相当額の税額を減免する優遇措置を設けている。制度創設以降、申請件数は伸びており、空き家の解体に一定の効果があると認識している。空き家解消の促進策として、このような優遇措置を国として創設すること。</p> <p>②住民税(所得税)の優遇措置</p> <p>空き家解消の促進策として、また、地方への移住促進策として、人口が減少する地域において建て替えやリフォーム、増改築をした際には、空き家解体や利活用に要する費用を含めての借り入れに対し住宅ローン控除上限額を増額するなど、空き家解体に要する費用を含めた住民税(所得税)を軽減するような優遇措置を、国として創設すること。</p>	継続	<p>①空き家を除去した場合の跡地については、固定資産税の住宅用土地特例が解除されることに伴い税額が増嵩することとなり、除去促進の阻害要因となり得ることから、特例解消後も市町村が一定期間に限り固定資産税の減免等を行う場合の財政支援措置等を創設するよう国に要望しているところです。また、それぞれの自治体が各地域の実情に応じて実施している取組についても財政面で支援することを継続して要望します。</p> <p>②空き家の除却に係る税制面の対策として、控除や減免措置等の創設が早期除却に効果的とする考え方がある一方で、税収の喪失、他の不動産との公平性を踏まえて減免措置に否定的な考え方もあることから、全国一律の控除・減免等の措置は難しいと考えます。</p>
総務省	令和の改新戦略本部 (税務課)	18	取得価額が少額の固定資産にかかる特例措置の創設について	<p>法人税・所得税申告においては、中小企業者等が、取得価額が30万円未満の減価償却資産を取得した場合は、その取得価額に相当する金額を必要経費・損金の額に算入することができる特例措置が設けられており、固定資産税(償却資産資産)申告においても同様の特例措置を導入すること。</p> <p>特例措置を利用した中小企業者においては、事務負担の軽減および固定資産税(償却資産)の減税による支援を受けることができ、制度創設は中小企業の成長に寄与するものである。</p> <p>なお、当特例措置を導入することで、固定資産税が減収となるが、その影響は、取得価額が10万円以上30万円未満の少額資産に限定されるところであるが、中小企業が地域経済に占める割合が多い自治体へは税収減の影響が大きくなることから、それらに対しては交付税等の支援をすること。</p>	新規	中小企業に対する支援対策として取得価額が少額の減価償却資産の固定資産税を減税することは、税の公平性及び税収の喪失につながり、また、交付税等による減収補てんに係る事務負担の増大の側面に対する否定的な考え方もあることから、全国一律の特例措置の導入及び税収減への交付税等の支援は難しいと考えます。

国所管等	県所管部(課)等	番号	項目	要望内容	区分	回答
総務省	輝く鳥取創造本部 (中山間・地域振興課)	19	空き家除却促進のための固定資産税減免に係る減収補填措置の創設について	空き家対策を促進するため、特定空き家や利活用が見込まれない空き家を解体した場合に、解体後の土地に対して、一定期間に限り固定資産税の減免を行った自治体に対して減収補填措置を創設すること。	継続	現行制度においては、空き家の底地の固定資産税について、空き家を除却した場合には、住宅用地特例が適用されなくなり、税額が増嵩するため、所有者等が空き家の除却をためらう一因となっています。 空き家の任意の早期除却を促進する観点から、市町村が空き家除却後の跡地について、住宅用地特例が適用されなくなった後も一定期間に限り固定資産税の減免等を行う場合に、その負担軽減のため、減収補填措置を創設するよう、8月に国に対して要望を行う予定です。今後も引き続き、国に対して働きかけていきます。
厚生労働省	福祉保健部 (障がい福祉課)	20	地域生活支援事業	地域生活支援事業は、障がい者が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、地域の実情や利用者の状況に応じて市町村が実施する事業であり、その負担割合は、国が2分の1、県及び市町村が各4分の1となっているが、国庫補助金について、負担割合を下回る交付が常態化している。 事業の着実な実施のため、所要額（実績額）の2分の1となる金額を確実に交付すること。	継続	令和6年度国予算において、当該国庫補助金（本体事業に限る。）は前年度の1億円減の444億円余で、同年度の本県における県及び市町村の充当率（交付決定額の合計を交付を要望する国庫補助金額の合計で除した数字）は約51.35%であり、県では今年度も市町村が地域生活支援事業に積極的に取り組めるよう、必要な財源措置を講ずることについて、国に対して、引き続き、令和7年8月に要望を行う予定です。
厚生労働省	福祉保健部 (障がい福祉課)	21	重度障がい者のためのグループホーム（共同生活援助）の運営安定化のための障害福祉サービス報酬単価の見直しについて	障害福祉サービスにおけるグループホーム（共同生活援助）について、とりわけ重度の障がい者のためのグループホームについては現行の報酬水準では経営が厳しい状況がある。 重度障がい者の住まいの場としてのグループホーム設置を推進するためには、報酬単価のさらなる増額改定等を行い、運営の安定化を図っていく必要があることから、障害福祉サービスにおけるグループホーム（共同生活援助）、とりわけ重度の障がい者のためのグループホームについて障害福祉サービスの報酬単価をさらに増額改定すること。	継続	グループホームにかかる障害福祉サービス報酬については、令和6年度改定で重度障害者支援加算が拡充される等の見直しがあったところですが、重度障がい者に手厚いサービスを提供するグループホームの運営安定化のためにはさらなる報酬の改定が求められることから、国に対して、令和7年8月に要望を行う予定です。
厚生労働省	福祉保健部 (長寿社会課)	22	介護保険制度の見直しについて	介護保険料は、制度創設時に比べて2倍以上増加している。令和7年には団塊の世代が75歳以上となり、高齢化の進展に伴い介護給付費のさらなる増加が見込まれる。 第9期計画の介護保険料基準額は、第8期計画の基準額と同額となったものの、介護給付費準備基金を取り崩しての対応であり、第10期計画以降は大幅に介護保険料を上げざるを得ない状況が想定される。 制度を持続的かつ円滑に運営していくため、国費負担を拡充すること。	継続	介護保険制度は、公費50%（国費25%、県12.5%、市町村12.5%）、保険料50%の負担割合により、各市町村において運営されています。 社会保障審議会等において、介護保険制度の持続可能性の確保の観点から継続的に制度見直し等が議論されており、国・地方の負担割合等も、こうした議論を踏まえて、国において総合的に判断されるべきものと考えます。

国所管等	県所管部(課)等	番号	項目	要望内容	区分	回答
厚生労働省	福祉保健部 (長寿社会課)	23	地域支援事業における介護予防・日常生活支援総合事業に対する国庫負担の上限額の見直しについて	<p>高齢者の健康寿命の延伸においては、介護予防が特に重要である。各自治体は介護予防に力を注ぎ、介護予防・日常生活支援総合事業費は年々増加し、本市においても、令和6年度申請ベースでは、事業費が国庫負担の上限額を超えている。</p> <p>上限額を超えた場合、個別協議により例外的な措置が認められる仕組みがあるが、個別協議に該当する事由が限定されており、上限額を超えた事業費全額が自治体負担となる事例も起きている。</p> <p>このような状況は、自治体の財政を圧迫するだけでなく、介護予防の取り組みに対する抑制にも繋がるため、介護予防の重要性と介護予防に積極的に取り組む地域の実情を踏まえ、国庫負担上限額を撤廃するなどの見直しを図ること。</p>	継続	<p>介護予防・日常生活支援総合事業は、公費50%（国費25%、県12.5%、市町村12.5%）、保険料50%の負担割合により、各市町村において実施されており、事業費の上限については、事業移行前年度実績に市町村の75歳以上高齢者の伸びを乗じた額とされています。</p> <p>個別協議により例外的に認められる上限を超えた交付金の措置については、令和3年度に対象要件が具体化されて以降、申請状況等を踏まえた要件の見直しが毎年国においてなされていますが、県でも市町村が介護予防事業に積極的に取り組めるよう、国に対して、令和7年8月に要望を行う予定です。</p>
厚生労働省	福祉保健部 (長寿社会課)	24	身体障害者手帳の交付基準に該当しない加齢性難聴者の補聴器購入費に係る国の補助制度の創設について	<p>超高齢社会において、65歳から74歳では3人に1人が、75歳以上では約半数が難聴に悩んでいると言われている。</p> <p>聴覚機能の低下は閉じこもりや認知症の要因であり、脳を活性化させ、積極的な社会参加を可能にするには、補聴器をつけて適切に「聞こえ」を維持することが最重要である。</p> <p>本市では、令和5年度より身体障害者手帳の交付基準に該当しない加齢性難聴者の補聴器購入費助成事業を実施しているが、介護予防や認知症予防に直結するものであるので、社会保障制度の中で支援すべきと考えるため、以下の2点を要望する。</p> <p>①国立研究開発法人国立長寿医療研究センターが実施している、「聴覚障害の補正（補聴器）による認知機能低下の予防効果を検証するための研究」の解析を早急に進め、研究結果を明らかにすること。</p> <p>②国において補聴器購入費に係る補助制度を創設すること。</p>	継続	<p>認知症の予防には、適切な食事・運動に加え、運動や社会参加、他者と関わりを持つことが重要とされており、聞こえづらさによる閉じこもりと、認知症の発症とはある程度関連があると推察されますが、眼鏡などと同様、介護保険制度の福祉用具には採用されていません。</p> <p>こうした中、令和5年4月に、国立長寿医療研究センターより、聴力が低下した地域在住高齢者の孤独感が要介護状態の新規発生と関連する旨の研究が公表されました。この研究自体は、補聴器が聴力を補うことで認知症や介護予防に繋がることを直接説明したものではないため、今後の研究の深化が待たれるところです。</p> <p>県としても、補聴器の認知機能低下防止効果が明らかになることを望んでおり、研究を急ぐよう、引き続き国に要望していきます。</p> <p>また、補聴器は、コミュニケーションの確保を通じて、高齢者のQOLの向上に資するものの眼鏡などと比べ一般に高価であり広く普及していないことから、研究結果に応じて、福祉用具の対象にするなどの対応を国に対して、引き続き、令和7年8月に要望を行う予定です。</p>
厚生労働省	福祉保健部 (医療政策課)	25	地域医療介護総合確保基金の維持及び充実について	地域の医療提供体制の維持・確保には、地域医療介護総合確保基金が重要な役割を果たしていることから、令和9年度以降についても、必要な財源の確保を図るとともに、地域医療機能を担う病院の現状に即して補助基準等の緩和・補助基準額の拡充や補助率の嵩上げを行うこと。また、地域の実情に応じて柔軟に活用できるようにすること。	継続	<p>地域医療介護総合確保基金は、2025年（R7年）に向けた医療提供体制の確保に資する取組を支援する目的で設置されたものであり、現時点で国からR9年以降の方針は示されていませんが、国の検討状況を注視しつつ、国に対し継続を働きかけていきます。</p> <p>また、支援にあたっては病院が地域や圏域で担う役割・機能をしっかりと評価し、これまでの支援状況も踏まえつつ、支援のあり方を検討していきます。</p>

国所管等	県所管部(課)等	番号	項目	要望内容	区分	回答
厚生労働省	福祉保健部 (感染症対策センター)	26	定期接種化された予防接種への財政措置について 『重点要望項目』	<p>定期接種の費用負担についてはA類疾病で9割、B類疾病で3割程度が交付税で手当されることとなっているが、様々なワクチンが定期接種化される中で、実施主体である市町村の財政負担は増大している。また、対象者のワクチン接種を促進するためには、自己負担額の軽減が望まれるが、高価なワクチンが増え、市町村の費用助成にも限界が生じている。</p> <p>このような実情を踏まえ、国において接種対象者及び市町村の費用負担を軽減するため、交付金以外の財政措置を行うこと。また、交付税措置の措置率を引き上げること。</p>	新規	<p>新型コロナワクチン（令和6年度）、帯状疱疹ワクチン（令和7年度）の定期接種化（B類疾病）に加え、令和7年度は新型コロナワクチンの国助成金が廃止されたことにより、市町村の財政負担が増加しており、市町村が決定する被接種者の自己負担額にも影響を与えかねない状況と認識しています。</p> <p>市町村が適切な自己負担額を設定し、予防接種を必要と考える対象者が接種しやすい環境づくりのため、市町村への助成等、確実な財政措置について、国に対して、令和7年8月に要望を行う予定です。</p>
農林水産省	農林水産部 (漁業調整課)	27	日韓暫定水域及び我が国排他的経済水域における漁業秩序の確立について	<p>日韓暫定水域及び我が国排他的経済水域内における水産資源管理及び漁業者の安全操業を確保すること。</p> <p>特にベニズワイガニ産業では、日韓両国の民間レベルでの協議を継続されているが、暫定水域内で同じ資源を共同利用している以上、両国が資源管理を行うことが不可欠なため、政府間の公式協議を早期に開催するなど、国の責任において、暫定水域内の資源管理をはじめとした漁業秩序を早急に確立していただきたい。</p> <p>また、違法操業を行う外国漁船の取り締まりをより一層強化し、違法操業根絶のための抜本的かつ効果的な対策を講じること。</p>	継続	<p>外国政府との交渉が必要なことから、鳥取県では毎年、日韓暫定水域及び我が国排他的経済水域における漁業秩序の確立について、国への要望を行っています。</p> <p>県も市と同様に重要課題であると考えており、令和7年5月20日に国への要望を行いましたが、引き続き国に対して働きかけていきます。</p>
農林水産省	農林水産部 (漁業調整課)	28	対馬暖流系のマサバ等のTAC配分について	<p>TAC配分における資源評価については、関係機関や漁業関係者から漁業現場の実態を聴取したうえで、資源水準に基づいた評価手法を確立し、適切な漁獲枠の配分に努めること。</p> <p>以前から要望してきたマイワシのTACについては、十分な水準に拡充されたところだが、マサバについては十分な配分となっていない。</p> <p>資源管理と漁業者、仲卸業者、水産加工業者等の経営を両立させるため、対馬暖流系群のマサバ等が安定的に供給できるようTACの見直しや追加配分等について、より迅速・柔軟に対応する仕組みを構築すること。</p> <p>また、新たなTAC魚種の追加については、漁業者が操業時に複数のTAC魚種を混獲した場合の魚種ごとの漁獲量管理など、新たな課題も懸念されていることから、関係機関や漁業関係者の合意を得たうえで進めること。</p>	継続	<p>対馬暖流系のマサバ・マイワシのTAC管理については、令和3年度から国に対し、漁獲量の変動に左右されにくい資源評価手法を確立し、漁獲量変動に対応できる漁獲枠を配分するよう働きかけてきました。</p> <p>マサバTACの漁獲枠は、地域にとって十分でないため、数値の算定方法、実施方法、具体的な配分枠について、地域の実情に合ったものとなるよう、令和7年8月に国に対し要望を行う予定です。</p> <p>TAC魚種追加への対応は、混獲魚種の取扱い、外国との漁獲調整など、国として解決すべき課題があることから、地域の漁業者や関係機関の合意を得ながら進めるよう、引き続き国に対し働きかけていきます。</p>

国所管等	県所管部(課)等	番号	項目	要望内容	区分	回答
農林水産省	農林水産部 (水産振興課) 商工労働部 (雇用・働き方政策課)	29	境漁港の陸上処理能力向上にかかる支援について 『重点要望項目』	<p>令和7年3月に約10年ぶりに見直しを行った「さかいみなど漁港・市場活性化ビジョン」では、10年後の年間目標水揚量を20万トンとしており、目標を達成するためには、水揚量に対応する陸上処理能力の向上が不可欠である。本市の基幹産業である水産業の維持・発展のために、以下の事項を要望する。</p> <p>①冷凍・冷蔵施設の増設・更新に対する財政支援の拡充</p> <p>産地境港は漁業者、仲卸業者、水産加工事業者等が密接に連携し、日本海側随一の水揚げ能力と漁港後背地の処理能力を維持している。</p> <p>漁港後背地の処理能力は、仲卸業者、水産加工事業者である民間事業者が大きな役割を担っているが、民間事業者の冷凍・冷蔵施設については、活用できる補助制度が限られ、また、要件も合わないなどの理由から施設の増設、更新が進んでいないのが現状である。</p> <p>以上のことから、現場の意向を踏まえ、国に対し要件緩和等の働きかけを行うこと。</p> <p>②外国人材受入に必要な住宅環境整備にかかる補助の拡充</p> <p>現在、本市では技能実習や特定技能等の在留資格で働く外国人材が増加しており、特に水産業ではその傾向が顕著である。全国で人材不足となっている中、本市の水産業における経済活動を維持するためには、外国人材の確保が必要不可欠である。給与や利便性で都市部と格差がある現状では、地方で外国人材を確保するためには、ソフト面の充実や住環境の充実が求められている。</p> <p>また、本市では空き家対策も課題となっており、外国人材の住居として活用できれば、2つの課題解消に向けた取り組みとなるが、外国人材の宿舎として使用するためには、住宅の改修が必要となり、改修にかかる費用が障害となっている。</p> <p>外国人材受入に必要な住宅環境整備に対する支援を、農業・介護分野に限定するのではなく、他の産業にも適用するなど、補助制度を拡充すること。</p>	継続	<p>①冷凍・冷蔵施設の増設・更新に対する財政支援の拡充</p> <p>国庫補助事業の共同利用施設整備について、民間5社以上のグループ化が補助対象となっており、現場では事業の活用が難しいため、地域の全体計画（さかいみなど漁港・市場活性化ビジョン）に基づく施設整備であれば、民間個社についても補助対象とするよう要件緩和を令和7年8月に国に対し要望を行う予定です。</p> <p>②外国人材受入に必要な住宅環境整備にかかる補助の拡充</p> <p>外国人技能実習生の受入に際しては、企業が住環境を確保することが義務付けられ、特定技能の場合は、企業に住居確保義務はありませんが、本人の希望に応じて住居の確保を支援する必要があります。</p> <p>県では、農業・介護分野における外国人材住宅環境整備に対応した「農業分野外国人受け入れ体制整備補助金」、「鳥取県地域医療介護総合確保基金事業（介護分）補助金」の他、「鳥取県産業未来共創補助金」において、企業が一定規模以上の設備投資に併せて、外国人労働者を含む人材確保のために、社宅・社員寮等の整備を行う場合は、その整備費の一部を支援しています。（対象業種：製造業、道路貨物運送業、情報処理サービス業等）</p> <p>また、空き家を利活用した事業として、「鳥取県空き家利活用流通促進事業補助金（市町村間接補助）」において、市町村が、外国人材の住居確保のために企業が行う空き家改修を事業対象とすれば、産業分野を限定することなく活用が可能となっています。</p> <p>こうした制度の活用を検討いただき、外国人受入を推進いただければと思います。</p> <p>なお、外国人材の受入に必要な住環境整備は、人材確保・定着において重要な要素であるため、今後、関係者の声をお聞きしながら、支援内容の拡充等について検討していきます。</p>

国所管等	県所管部(課)等	番号	項目	要望内容	区分	回答
内閣官房 水産庁	危機管理部 (危機対策・情報課) 農林水産部 (漁業調整課)	30	北朝鮮弾道ミサイル発射への対応について	<p>北朝鮮による相次ぐミサイル発射は、我が国の主権と安全保障を冒涜する暴挙である。</p> <p>また、令和5年6月15日に発射された弾道ミサイルは、日本のEEZ内で操業していた本市に本社を有するかにかかって漁船の近傍に落下しており、漁業者の命を脅かす極めて危険な行為に対し強く抗議するものである。</p> <p>このような中、日本海で漁業者が安心して操業できるよう、以下の事項について要望する。</p> <p>①北朝鮮による度重なるミサイル発射を抑止するよう、実効ある対策を講じること。</p> <p>②漁船の操業域周辺にミサイルの飛来が見込まれる場合は、漁船だけでなく漁船の所属団体・会社等にも即時に情報を伝達するなど安全対策に万全を期すこと。</p> <p>③万一、漁船等が被災した場合、救援救出等に万全を期すこと。</p>	継続	令和5年6月15日に発射された北朝鮮による弾道ミサイルに対しては、翌日の6月16日に、水産庁と内閣官房に対して、日本海で漁業者が安心して操業できるよう要望を行いました。また、令和7年5月20日に国に対し要望を行いました。今後も機会を捉え引き続き国に対して働きかけを行っていきます。
文部科学省	教育委員会 (高等学校課)	31	民間委託のALT配置に対する財政措置	<p>令和7年度は外国语指導助手(ALT)を6名(JET:3名、民間委託:3名)配置し、市内小中学校に英語指導を行っている状況である。ALTの配置については、英語の指導経験が少ないJETプログラムのALTには交付税の算定対象となるなど、財政措置がなされているが、高い指導技術を備え、経験を積んだ民間委託のALTに対しては何ら財政措置がなされていない。</p> <p>県費負担の教職員の給与等については、国がその経費の3分の1の負担義務を負う「義務教育費国庫負担制度」が設けられている。</p> <p>については、新学習指導要領に基づく英語教育を推進する上で必要不可欠となる民間委託のALTの配置についても、この制度と同様に、経費の3分の1を国が負担するなど、財政措置を講じること。</p>	継続	<p>民間委託による外国语指導助手(ALT)の配置に係る財政措置については、昨年度に引き続き、令和7年8月に国要望予定です。</p> <p>なお、国が進めるJETプログラム(地方財政措置有)では、外国语指導助手(ALT)の来日前後における研修や指導力等向上の研修が必須であり、外国语指導助手(ALT)の質の確保及び向上が図られています。</p> <p>また、JETプログラムによる外国语指導助手(ALT)の任用に係る負担軽減を図るための財政措置の充実についても、引き続き令和7年8月に国へ要望を行う予定としており、JETプログラムのさらなる活用について御検討ください。</p>
文部科学省	教育委員会 (体育保健課)	32	給食費無償化について 『重点要望項目』	<p>食材費等高騰の影響により、給食に係る経費が増加し、令和7年度から1食当たりの給食費を小学校34円、中学校36円値上げを実施したが、本市では、保護者の経済的負担を軽減するため、値上げ額を市費で負担している。</p> <p>国は令和8年度から小学校の給食の無償化をするとしているが、中学校の給食においても、できる限り速やかに無償化を実施していただくよう要望する。</p> <p>また、本市では食育の推進や、ふるさと教育に取り組む一環として、特産品の境港サーモンやクロマグロなどを取り入れ、魚食の普及にも努めている。同様に各自治体においても、特色のある給食の提供を行っていることを十分に理解していただいたうえで、全ての自治体で、現状の量や質を確保した給食が提供できるよう、無償化の制度設計を行うこと。</p>	継続	給食無償化については、6月13日に閣議決定された「骨太の方針」に「令和8年度予算の編成過程において成案を得て実現する」と明記され、小学校の学校給食費無償化の実現に向けて制度化が検討されているところですが、中学校も含めた全国一律の学校給食費無償化の実現に向けて、早期に具体的な制度概要を示すとともに、地方自治体の財政力により格差が生じることがないように必要な財源措置を行うよう、令和7年8月に国要望予定です。また、物価が高騰した場合においても給食の質を担保し、加えて地産地消など各自治体が特色ある給食の提供や食育を推進することができるよう、国の責任において必要な財源措置を行うよう併せて要望していきます。

国所管等	県所管部(課)等	番号	項目	要望内容	区分	回答
文部科学省	教育委員会 (特別支援教育課) 子ども家庭部 (子育て王国課)	33	特別支援コーディネーター及び学校指導補助員配置に係る財政措置	<p>特別な支援を必要とする子どもたちが、就学前から社会参加まで切れ目なく適切な支援を受けられる体制整備が必要である。子どもの特性や障がいの理解、支援に係る助言や関係機関との連携、卒園後、卒業後に適切な引継ぎに関わるなど専門性を持ち、かつ、長期的に関わることができる人材の配置は必須と考える。</p> <p>このことから、3年限りの「切れ目のない支援体制整備充実事業」を拡充し、配置に係る人件費等の経費について、国の責任において恒久的な財政措置を講じること。</p> <p>また、県におかれでは、子育て応援市町村交付金の上限額を引き上げること。</p> <p>○本市の人才配置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別支援コーディネーター2名 ・学校指導補助員 小中学校各2名 (18名) 	継続	特別支援教育の対象となる幼児児童生徒数が大きく増加していることから、学校や教育委員会との連絡調整を担うために市町村に配置している「特別支援コーディネーター(連携支援コーディネーター)」について、補助制度などの財政措置を講じるよう、令和7年8月に国要望予定です。子育て応援市町村交付金については、他市町村の状況や意見もお聞きしながら、市町村がその地域の実情に応じた支援に取り組めるよう検討します。
文部科学省	教育委員会 (教育環境課)	34	学校施設の整備に係る財政支援の拡充について	<p>本市の学校施設は、小中学校の校舎棟23棟の内8棟が建築後50年以上、9棟が40年以上経過しているため、建物内外の大規模な改修や設備機器等の更新などに計画的に取り組んでいる。</p> <p>学校施設の整備については、学校施設環境改善交付金事業を活用しているが、資材価格や人件費等の高騰により、補助対象となる実工事費と、現在の単価による算定後の配分基礎額とが乖離している。また、工事内容により補助上限があるため、財政負担の増加はもとより、事業内容の見直しや工事を複数年化するなど事業実施においても大きな影響を受けていることから、補助単価の増額及び補助上限の引き上げについて、財政支援措置を拡充すること。</p>	継続	安全・安心かつ快適な教育環境を確保するための改築事業、大規模改造成事業、長寿命化改良事業、防災機能強化事業、バリアフリー改修等について、設置者の計画事業が円滑に実施できるよう、実情に即した補助要件の拡大や補助率・補助単価の引き上げについて、令和7年8月に国要望予定です。
国土交通省	輝く鳥取創造本部 (中山間・地域振興課)	35	空き家対策事業について	<p>空き家対策に係る国費の確保及び制度を拡充すること。</p> <p>今後も相続放棄の増加など空家が増えていくことが想定される。特定空家以外の空家の除却に柔軟に対応するため、跡地利用などの補助条件の緩和や補助率の引き上げなど、国庫補助制度を拡充すること。</p> <p>(補足)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国の除却支援対象(不良住宅等)は、旧耐震基準(昭和56年5月以前)だが、家屋の状況等に応じて柔軟に対応すること。 	継続	<p>空き家対策の一層の推進を図るため、引き続き、国に対して財政措置の充実・確保を要望していきます。</p> <p>老朽危険空き家等に至らない空き家の国庫補助における除却支援の要件は、跡地を公共に資することが基本とされておりますが、空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律(令和5年6月14日公布、同12月13日施行)において新たに「管理不全空家等」が創設される等、空き家が老朽危険化する前段階の取組が重要視されています。</p> <p>県として国に対して貴市の取組や県内の実情をお伝えしつつ、今後の国の動き等も注視しながら、課題への対策の検討を働きかけていきます。</p>

国所管等	県所管部(課)等	番号	項目	要望内容	区分	回答
防衛省 外務省	地域社会振興部 (市町村課)	36	日米地位協定の抜本的な見直しについて	<p>日米地位協定第5条に基づき、米軍機は国内空港への出入が認められているが、米軍機の飛行について最低安全高度を定める航空法令や航空機騒音の環境基準を定める環境法令などの国内法を原則として米軍にも適用させることや、米軍機による事故が発生した場合には、当該事故に係る情報を関係自治体へ速やかに提供するとともに、原因を早期に究明し、公表すること。</p> <p>また、米軍人等による事件・事故への具体的かつ実効的な防止策の構築について、継続的に取組みを進めること。</p> <p>(参考) 美保基地への米軍機の飛来状況</p> <ul style="list-style-type: none"> • R5.7.21 10:20~23日 10:50 F16 戦闘機 1機(緊急着陸・エンジン調整) • " 10:34~14:41 F16 戦闘機 1機(緊急着陸・上と同じ編隊) • R6.4.25 16:30~17:30 UH-60L 1機 (給油のため) • R6.6.23 11:00~13:00 C130J 輸送機 2機 (訓練のため) • R7.1.23 11:00~13:00 C130J 輸送機 2機 (訓練のため) 	継続	在日米軍の飛行訓練については、訓練時の飛行区域や高度などを定めた日米合同委員会合意事項の遵守や住民の平穏な生活を乱すような飛行訓練が行われないよう措置することなどを、国(外務省及び防衛省)に対して継続して要望しているところです。引き続き、日米地位協定に関する事項については、国の責任で必要な措置を講ずるよう、全国知事会等とも連携し、引き続き要望していきます。

道路等整備事業

国所管等	県所管部(課)等	番号	項目	要望内容	区分	回答
国土交通省	県土整備部 (道路企画課)	①	米子・境港間高規格幹線道路整備事業	<p>本年度から国が、概略ルートや構造の検討を行う「計画段階評価を進めるための調査」に着手することから、米子・境港間の高規格道路について、以下のとおり要望する。</p> <p>○中国横断自動車道岡山米子線(米子～境港)の早期事業化に向けて、計画段階評価を着実に進めること。</p> <p>また、県におかれても、早期事業化に向けて、概略ルート等の検討について、引き続き、国や関係自治体と連携して取り組むこと。</p>	継続	<p>令和7年度国土交通省関係予算において、米子・境港間を結ぶ高規格道路の計画段階評価を進めるための調査が決定しました。</p> <p>本年6月には第1回目の計画段階評価となる「社会資本整備審議会道路分科会中国地方小委員会」が開催されるなど、事業化に向けて着実に進展しています。</p> <p>引き続き、早期事業化を国に働きかけていくこととしており令和7年8月に要望を行うとともに、計画段階評価の円滑な推進が図られるよう国や関係自治体と連携した取り組みを展開していきます。</p>
国土交通省	県土整備部 (道路企画課)	②	安全・安心な道づくり事業	<p>安全・安心な道づくり事業は、道路事業の補助金や防災・安全交付金を活用して、橋梁・舗装の個別施設計画に基づく老朽化対策や通学路の安全対策等を行っている事業であり、計画的な修繕や整備には、財源の一部となる国の補助金や交付金が不可欠であることから、所要額を確保し、重点的な配分を行うこと。</p> <p>○補助事業要望額</p> <p>事業費：21,400千円（国費：11,770千円）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・竹内渡線3号橋ほか1橋修繕工事 ・余子95号線1号橋ほか2橋修繕設計業務 <p>○防災・安全交付金事業要望額</p> <p>事業費：46,000千円（国費23,000千円）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・境昭8号線舗装修繕工事 ・境昭2号線舗装修繕工事 ・境昭3号線舗装修繕設計業務 	継続	国全体の道路予算が伸びない状況下で、地方が所要の予算を確保していくためには国全体の予算総額の拡大が不可欠であり、道路メンテナンス事業補助金をはじめとする道路予算の総額の拡大と地方への重点配分を国に對して、引き続き、令和7年8月に要望を行う予定です。
	県土整備部 (道路企画課)	③	県道米子空港線交差点改良事業	県道米子空港線と市道外浜線の交差点は、折れ交差となっており、見通しが悪く、車両の安全通行には危険な交差点形状となっていることから、県道米子空港線の折れ交差を早期改善すること。	継続	平成30年度から事業着手しており、引き続き事業を実施します。

国所管等	県所管部(課)等	番号	項目	要望内容	区分	回答
	県土整備部 (道路企画課、 道路建設課)	④	県道渡余子停車場線 バイパス整備事業	<p>国道 431 号から江島大橋に至るルートについては、県道渡余子停車場線や県道米子境港線での慢性的な渋滞が発生している。</p> <p>現在、県道渡余子停車場線の「渡公民館前交差点」と「大根島入口交差点」の改良事業に取り組んでいただいているところであるが、渋滞の根本的な解消を図ることはもとより、中海・宍道湖・大山圏域にとっても重要な社会基盤である「境港」や「境漁港」の機能を最大限に発揮することができる道路ネットワークや原子力災害時における新たな避難ルートの構築には、「県道渡余子停車場線のバイパス整備」は必要不可欠である。</p> <p>本年度から「米子・境港間の高規格道路」については、概略ルート等の検討を行う「計画段階評価を進めるための調査」に着手することから、「県道渡余子停車場線のバイパス整備」についても、事業化に向けた調査を進めること。</p> <p>○バイパス整備(米子・境港間の高規格道路～江島大橋) L=3,000m</p>	継続	<p>令和元年度から県道米子境港線の「大根島入口交差点」と「渡公民館前交差点」において、渋滞解消を図るための交差点改良に着手しており、事業を推進しているところです。</p> <p>国道 431 号から江島大橋を結ぶ県道渡余子停車場線のバイパスについては、交差点改良後の効果や「米子・境港間の高規格道路」の検討状況を確認しながら、必要性や事業主体について貴市と協議をしていきます。</p>
	県土整備部 (道路企画課)	⑤	県道渡余子停車場線 交差点改良事業	令和元年度から県道渡余子停車場線の交通渋滞の緩和対策として実施している「大根島入口交差点」と「渡公民館前交差点」の2つの交差点改良事業について、早期完成を実現すること。	継続	令和元年度から事業実施しており、引き続き事業を実施します。
国土交通省	県土整備部 (河川課)	⑥	空港北湖岸堤整備事業	<p>治水事業は、住民の安全・安心な生活を守り、地域経済の安定を図るためにも重要な事業であることから、「斐伊川水系河川整備計画」に基づく中海湖岸堤整備の事業進捗と早期完成を実現すること。</p> <p>○中期整備箇所(未整備延長) 空港北 L=800m</p>	継続	<p>中海湖岸堤の早期整備について昨年 11 月 26 日に国に対して要望を行いました。</p> <p>今後も引き続き、早期完成に向けて国に対して働きかけていくこととしており、令和 7 年 8 月に要望を行う予定です。</p>
国土交通省	県土整備部 (河川課)	⑦	外江地区堤防整備事業	<p>斐伊川水系河川整備計画において、境水道の堤防整備については、本市の外江地区など、市の内水対策が明らかになった時点で調整を図り、必要な堤防等の整備を行うとされている。</p> <p>本市においては、令和 7 年 3 月に「境港市雨水管理総合計画」が完成したところであり、今後は、この計画に基づき内水対策の整備を進めていくことから、外江地区の内水対策整備にあわせて、国が行う堤防整備を一体的に進めること。</p> <p>○境水道(外江地区)堤防整備 L=616m</p>	継続	<p>当該区間の既存護岸については、貴市における内水対策の取組が進められることから、斐伊川水系河川整備計画に基づき必要な堤防等について貴市と調整し早期に整備が図られるよう、昨年 11 月 26 日に国に対して要望を行いました。</p> <p>今後も引き続き、早期完成に向けて国に対して働きかけていくこととしており、令和 7 年 8 月に要望を行う予定です。</p>

港湾整備事業

国所管等	県所管部(課)等	番号	項目	要望内容	区分	回答
国土交通省	県土整備部 (港湾課)	①	境港港湾整備事業 【国直轄事業】	<p>新たな貨物等のニーズに対応するため、外港昭和南地区の「ふ頭再編改良事業」の早期完成を要望するとともに、港内の静穩度確保のため防波堤の原型復旧及び、ブルーカーボン等の環境に配慮された予防保全事業を推進すること。</p> <p>(1) 境港予防保全事業 外港地区防波堤(2)改良 二重円筒ケーソン改良</p> <p>(2) 境港ふ頭再編改良事業 外港昭和南地区 岸壁(-12m)耐震 岸壁仮設工</p>	継続	港湾施設の整備促進と予算確保については、今後も引き続き、(1)及び(2)の早期完成が図られるよう国に対して働きかけていくこととしており、令和7年8月に要望を行う予定です。
国土交通省	県土整備部 (港湾課)	②	境港港湾整備事業 【港湾管理者】	<p>船舶の大型化への対応や貨物取扱いの集約による輸送の効率化のため整備の推進し、あわせて、港湾メンテナンスをはじめとする事業実施に必要となる国の予算を確保すること。</p> <p>(1) 外港竹内南地区 交流厚生用地ほか (起債事業)</p> <p>(2) 外港竹内南地区 防波堤整備ほか (社会資本整備総合交付金事業)</p> <p>(3) 外港中野地区ほか (防災・安全交付金事業)</p> <p>(4) 外港昭和南地区ほか (港湾メンテナンス事業)</p>	継続	引き続き、境港管理組合において予算確保を国に働きかけながら、(1)～(4)の事業を推進していきます。

公共下水道事業

国所管等	県所管部(課)等	番号	項目	要望内容	区分	回答
国土交通省	生活環境部 (水環境保全課)	①	境港市公共下水道事業	<p>本市では、昭和58年度から公共下水道事業に着手し、生活環境の改善や公共用水域保全を目指して、汚水処理の普及を重点的に進めている。</p> <p>(1) 汚水管渠整備の促進</p> <p>汚水管渠整備は、国が推進する汚水整備「10年概成」の令和8年度を目標として、計画区域の整備を順次進めており、令和7年度の渡地区完了に続き、残る外江地区の整備を進める。</p> <p>令和8年度の汚水管渠整備概成を達成するためには、財源の一部となる国の補助金や交付金が不可欠であることから、所要額を確保し、重点的な配分を行うこと。</p> <p>○社会資本整備総合交付金要望額 事業費：1,844,400千円 (国費：922,200千円 50%) ・汚水管渠整備延長 L=9.9km</p>	継続	<p>下水道の未普及対策については、必要な財源を安定的・継続的に確保するよう、国に対して引き続き令和7年8月に要望を行う予定です。</p> <p>【参考】</p> <p>令和7年度交付金（県全体） <防災・安全交付金（老朽化対策、地震対策、浸水対策）> 要望額 4,813,245千円 配分額 3,202,080千円（査定率 66.5%） <社会資本整備総合交付金（未普及対策）> 要望額 1,856,148千円 配分額 1,465,697千円（査定率 79.0%）</p>
国土交通省	生活環境部 (水環境保全課)	②	境港市公共下水道事業	<p>(2) 老朽化対策</p> <p>これまで集中的に整備した施設が順次更新時期を迎える、更新需要が増すため、下水道事業経営への影響が懸念される。</p> <p>下水道処理場は、ストックマネジメント計画を策定し、重要度や緊急性に応じて優先順位を定め、劣化状況を点検・調査し、老朽化による緊急停止などの事故を未然に防止する必要がある。</p> <p>ストックマネジメント計画に基づく予防保全型の計画的な改築・更新には、財源の一部となる国の補助金や交付金が不可欠であることから、所要額を確保し、重点的な配分を行うこと。</p> <p>○防災・安全交付金要望額 ・下水処理場老朽化対策事業 1式 事業費：155,000千円（国費：82,000千円） 処理場改築工事（主ポンプ棟・受変電設備）90,000千円（国費：49,500千円 55%） 処理場耐震実施設計 65,000千円（国費：32,500千円 50%） (管理棟・汚泥処理棟・受泥濃縮棟)</p>	継続	<p>下水道の老朽化対策については、必要な財源を安定的・継続的に確保するよう、国に対して引き続き令和7年8月に要望を行う予定です。</p>

国所管等	県所管部(課)等	番号	項 目	要 望 内 容	区分	回 答
国土交通省	生活環境部 (水環境保全課)	③	境港市公共下水道事業	<p>(3) 地震対策</p> <p>下水道は、日常生活に欠かせない重要なライフラインであるとともに、災害などの緊急時において、市民生活、医療活動、公衆衛生の維持に欠かせない施設であり、下水道施設に影響がある大規模な地震に対して、上下水道耐震化計画に基づいて計画的に対策を進めていく必要がある。</p> <p>旧指針で建設された施設に対して、上下水道耐震化計画に基づく改築・更新を速やかに行い、耐震化を図るために、財源の一部となる国の補助金や交付金が不可欠であることから、所要額を確保し、重点的な配分を行うこと。</p> <p>○防災・安全交付金要望額 事業費：80,000 千円 (国費：40,000 千円 50%)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・下水処理場耐震事業 1式：耐震診断 (水処理棟) ・汚水管渠耐震設計 1式 	継続	下水道の地震対策については、必要な財源を安定的・継続的に確保するよう、国に対して引き続き令和7年8月に要望を行う予定です。
国土交通省	生活環境部 (水環境保全課)	④	境港市公共下水道事業	<p>(4) 浸水対策</p> <p>近年、局地的な豪雨災害が全国で頻発しており、本市においても、令和3年7月に、水路の排水能力を上回る観測史上最大の時間雨量80.5mmの豪雨による浸水被害が発生した。</p> <p>浸水被害が顕著であった外江地区の被害の軽減を図るため、同地区を重点対策地区として、令和4年度より雨水幹線整備に着手しており、令和7年3月に策定した雨水管理総合計画において、早期整備箇所に位置付けたところである。</p> <p>外江地区の計画的な雨水幹線整備には、財源の一部となる国の補助金や交付金が不可欠であることから、所要額を確保し、重点的な配分を行うこと。</p> <p>○防災・安全交付金要望額 事業費：700,000 千円 (国費：350,000 千円 50%)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・矢尻川雨水幹線築造工事 L=430m 	継続	下水道の浸水対策については、必要な財源を安定的・継続的に確保するよう、国に対して引き続き令和7年8月に要望を行う予定です。